

規準的文書 各国森林認証制度に対する P E F C 評議会の是認、相 互承認、及びその改正	2007 年 10 月 5 日	附属文書 7
---	-----------------	--------

各国森林認証制度に対する P E F C 評議会の是認、相互承認、及びその改正

目次

1 . 目的	2
2 . 適用範囲	2
3 . P E F C 評議会の是認及び相互承認手順の原則	2
4 . (各国の) 国及び国内各レベルの認証制度に対する P E F C 評議会の最小要求事項	2
5 . P E F C 評議会の是認及び相互承認の申請	3
6 . 審査手順	
6 . 1 独立コンサルタントのリストアップ	3
6 . 2 審査の工程	4
6 . 2 . 1 協議：コメント	5
6 . 2 . 2 審査の工程と審査結果の決定	5
6 . 3 是認の有効期間とその終了	9
6 . 4 (各国の) 国又は国内各レベルの認証制度の改正	9
6 . 4 . 1 序文	9
6 . 4 . 2 大幅な改正及び小幅な改正	1 0
6 . 4 . 3 独立専門家パネルの役割	1 0
6 . 4 . 4 改正の種類	1 1

(本文書は PEFC アジアプロモーションズによって翻訳されたものです。ただし、PEFC プログラムに関わる一切の文書は英語文書をもって正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。また、PEFC アジアプロモーションズの承諾無く、これを訂正、修正、転用することはお断りします。)

1. 目的

各国の国又は国内各レベルの森林管理認証及び CoC 認証の規格や制度に対する PEFC 評議会の是認及び相互承認のための諸規則は、是認や相互承認の工程において行われる審査及び意思決定に関わる指針を提供する。また、この規則は、認証制度や申請に関わる文書化、及び、独立コンサルタントや専門家パネルが実施する審査の工程の調和を図るものである。さらに、この規則は、各国の認証規格や制度に対する PEFC 評議会の是認及び相互承認のために PEFC 評議会がする意思決定の枠組みを定め、これによって全ての申請者に対して公正かつ平等な手順を提供する。

2. 適用範囲

この文書は 2002 年 11 月 22 日に PEFC 評議会の総会で採択され、2004 年 10 月 29 日、2005 年 10 月 28 日、2006 年 10 月 27 日、及び、2007 年 10 月 5 日に改正された。

この文書は、PEFC 評議会の是認及び相互承認の工程について解説するものであり、規格の策定、認証制度の文書化に対する最小要求事項について言及するものである。また、(各国の)森林認証制度の見直し、改正、修正に関する PEFC 評議会の是認及び相互承認の手順も解説される。

PEFC 評議会による(各国)森林認証制度の是認とは、PEFC 評議会の加盟メンバーが、該当認証制度が PEFC 評議会の求める要求事項を満たしているとの決定を下したということである。定められた投票手順は、加盟メンバーである森林認証制度による相互の投票を確実にし、それにより、森林認証制度が PEFC 評議会相互承認の傘の下に互いを承認することになる。

3. PEFC 評議会の是認及び相互承認手順の原則

- (各国の)国又は国内各レベルの森林認証制度・規格に対する PEFC 評議会の是認及び相互承認は、各々の独立した審査に基づく。
- 審査の工程は透明かつ協議的である。
- 審査結果は公共のものであり、利害関係者は PEFC 評議会を通じて審査報告書を入手できる。
- 国レベル又は国内各レベルの森林認証制度に対する PEFC 評議会の最小要求事項は透明であり、広範に公示される。

4. (各国の)国及び国内各レベルの認証制度に対する PEFC 評議会の最小要求事項

PEFC 評議会の是認及び相互承認を申請する(各国の)国又は国内各レベルの森林認証制度・規格は、下記に関する PEFC 評議会の最小要求事項と完全に適合しなければならない。

- a) テクニカル文書第 4 章、及び、付属文書 3（認証制度とその実施の基礎）に定める森林認証規格の内容
- b) テクニカル文書第 5 章、及び、付属文書 2（規格設定の規則）に定める規格設定の手順
- c) テクニカル文書第 6 章、及び、付属文書 3（認証制度とその実施の基礎）に定める認証制度実施の手順
- d) テクニカル文書第 7 . 1 項、及び、付属文書 3（認証制度とその実施の基礎）及び付属文書 4（林産物の CoC - 要求事項）に定める CoC 規格
- e) テクニカル文書第 8 章、及び、付属文書 6（認証・認定手順）に定める認証の手順

5 . P E F C 評議会の是認及び相互承認の申請

加盟会員費の全額を支払った PEFC 各国認証管理団体（NGB）は、全国又は国内各レベルの森林認証制度に対する PEFC 評議会の是認及び相互承認の申請をすることが出来る。申請書は、下記文書の英語訳を含まなければならない、電子フォーマット及び書面による所定の申込書とともに PEFC 事務局あてに送付しなければならない。

- 1) PEFC 各国認証管理団体からの書面による審査の請求
- 2) 該当する森林認証規格制度の説明と実施のための手配の内容
- 3) 規格策定の手順とその工程の記録
- 4) 森林認証のための認証基準
- 5) CoC 認証に関する要求事項
- 6) 審査員や審査機関の審査能力や審査手順に関する要求事項を定める国際規格の引用規格と共に適用される認証手順
- 7) 記入済みの PEFC 評議会最小要求事項チェックリスト

6 . 審査手順

6 . 1 独立コンサルタントのリストアップ

審査報告書は完全に独立した機関によって作成され、その独立機関はオープンかつ透明な入札手続によって公表される。PEFC 評議会事務局は、PEFC 評議会の是認及び相互承認の申請を受けた後に、入札募集の通知書を発行する。PEFC 評議会理事会は、応札状況を考慮した上で審査コンサルタントを指名する。

PEFC 評議会理事会はコンサルタントの選定にあたり、下記の採点マトリックスを指標として用いる。

入札者の技術的な資格条件

企業経験	20%
審査チーム	40%
業務の範囲及び方法	20%
	80%
入札金額	20%

正当な理由がある場合は、最終結果がこの採点マトリックスに沿わない場合があります。

入札者の資格条件は下記に定めるところによる。

- 経験：林業部門の経験、持続可能な森林管理の基準や指標、認証、審査に関する経験
- 審査チーム：特に PEFC の枠組みや認証規格、認証制度の審査に関するチーム構成員の能力
- 業務の範囲及び方法：審査の範囲（基準、規格の設定、実施の手配、生産物認証、認定等）、データ収集、検証手順、多くの他の方法とその審査への関連性。

適格入札者の最小要求事項は下記の通り。

- 言語：審査に必要とされる言語能力の視点から見た審査チームメンバーの語学力（申請者は審査に使用される言語に関する希望と制限について言明しなければならない。）報告書の言語は常に英語である。
- 平等性：利害の衝突、既得利益、など。利害の衝突の兆候がある場合は、それが何であれ、該当入札者は除外される。

平等性を確保するための基本的要求事項は、コンサルタントが、申請認証制度が属する国以外の出自であること。もし、コンサルタントが申請認証制度の策定計画にアドバイザーとして参与した場合は、そのコンサルタントは審査の資格を持たない。

- その他：その他の制限については、関連性やそれが示唆するものについての申請者や PEFC 評議会理事会の見解に基づいてケースバイケースで査定される。

6.2 審査の工程

この章に解説される審査の工程は、（各国の）国又は国内各レベルの森林認証規格制度が初めて PEFC 評議会の是認及び相互承認を申請する場合に適用される。

この審査の工程は、変更内容が重大な場合における国又は国内各レベルの森林認証規格制度の改正の場合にも適用される。この場合、変更の大きさと適用範囲によっては、PEFC 評議会理事会

がこの章の手順を修正することができる。

6.2.1 協議：コメント

国際協議

国際協議の期間は、正式には PEFC 評議会の是認及び相互承認の申請書が（各国の）全国又は国内各レベルの認証制度によって提出され、独立コンサルタントが契約によって指名され、PEFC 評議会によるプレスリリースが発行されてから始まる。

PEFC 評議会は、各国認証管理団体やその他の各国の国内組織や国際組織、及び、関心を抱くその他の者に対し、申請者である認証制度に対するコメントをコンサルタントに提供するように奨励する。

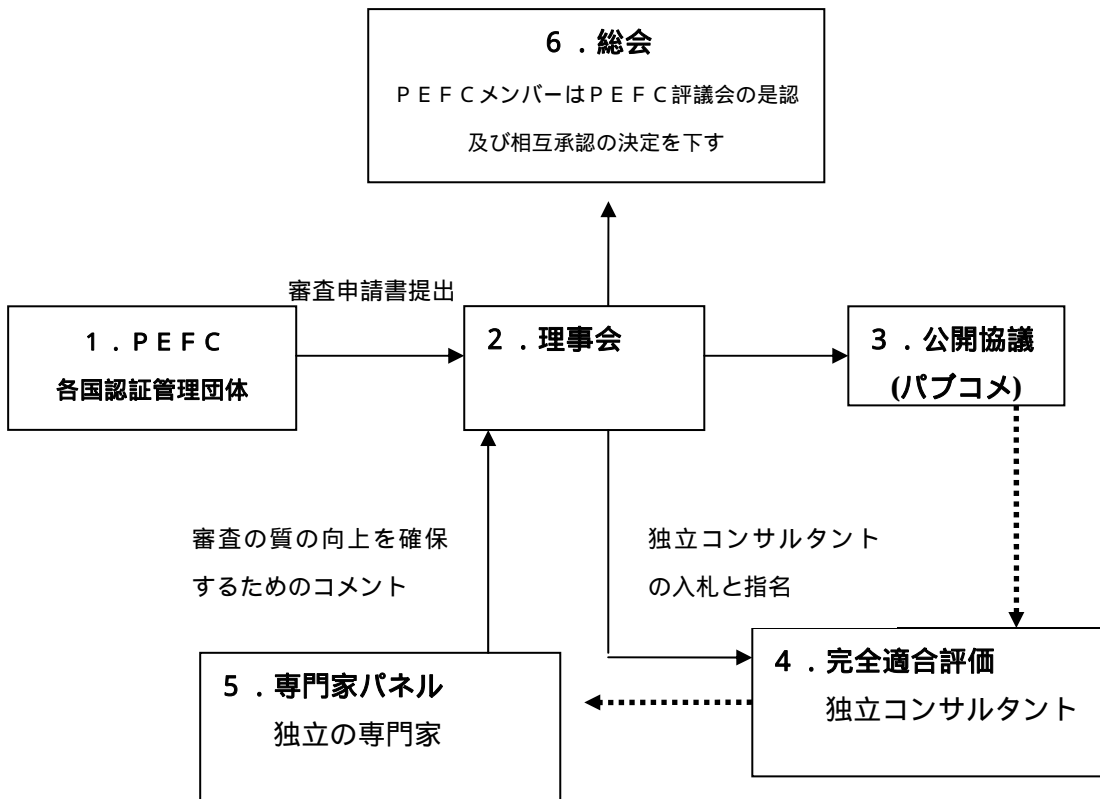
国際協議の為の最小期間は 60 日である。

6.2.2 審査の工程と審査結果の決定

PEFC 評議会による是認及び相互承認の工程の基本的な構図は図 1 に示される通りであり、図 2 でさらに詳しく解説される。（各国の）国又は国内各レベルの認証制度は、独立コンサルタントによる審査を受ける。必要があると判断される場合、PEFC 評議会理事会は（審査の）質の向上の目的を以って、審査報告書を専門家パネルによるピアレビュー（専門家評価）に提出することができる。審査が当該国の森林管理の状態に関する十分な理解に基づいていることや関係諸団体との適切な協議に基づいていることを確実にするために、審査は申請国への現場視察（field visit）を含まなければならない。

総会は、PEFC 評議会理事会による推薦の通知を受けた後に、PEFC 評議会の是認及び相互承認に関する決定を行う。総会メンバーは、自らの投票の意思決定のためにコンサルタントの審査報告書を入手することが出来る。

図1 (各国の) 国又は国内各レベルの認証制度の PEFC 評議会是認及び相互承認



審査工程、結果の決定、上訴の手順は、図2に示される。これまでの経験では、申請書の提出から郵送による PEFC 評議会の是認及び相互承認の通知まで平均で八ヶ月を要する。

図2 審査、PEFC 評議会の是認及び相互承認の工程

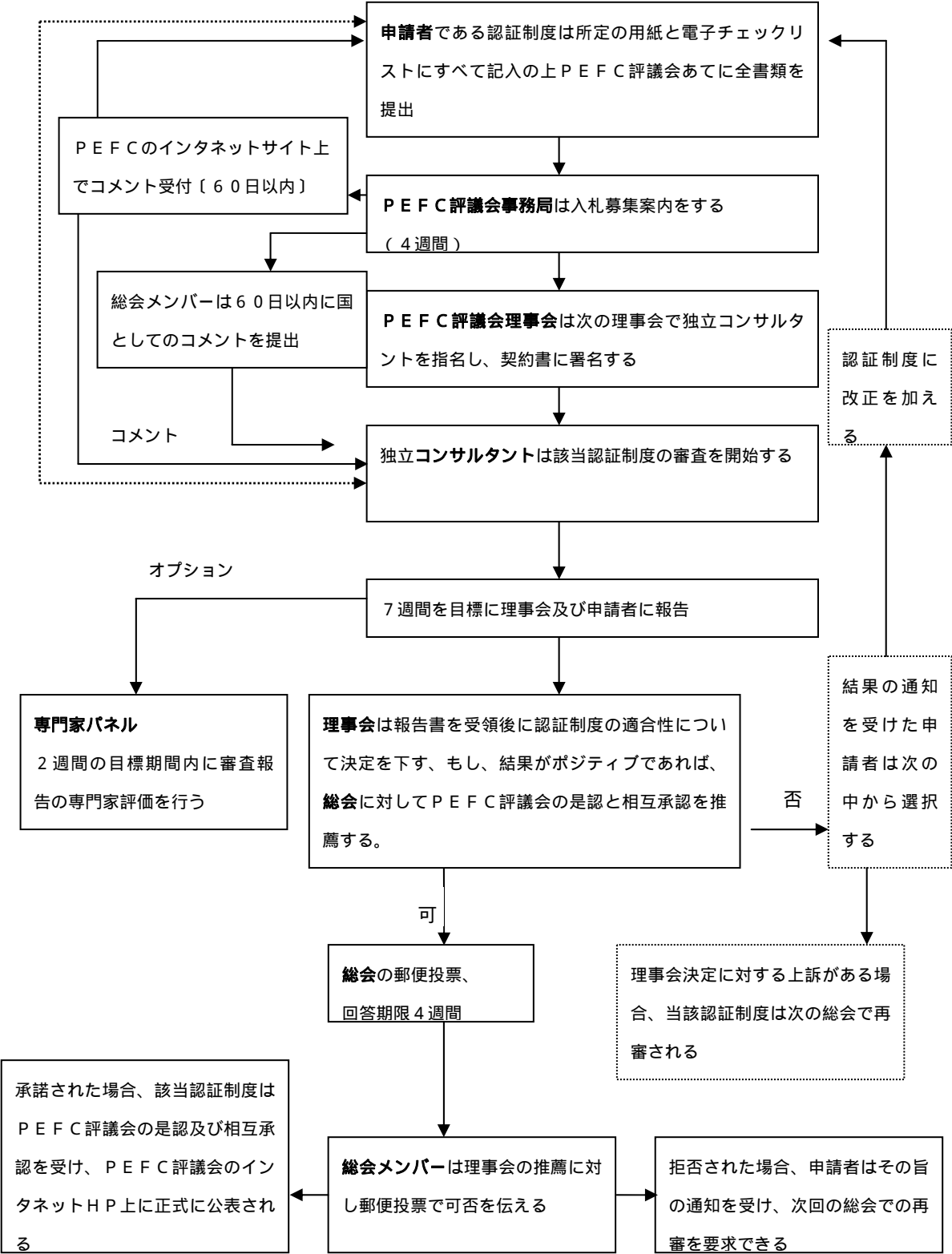


図 2 に示された手順の解説

1. PEFC 各国認証管理団体が、公式な審査と是認を求める旨の文書による要請及び関連認証制度の関係書類と記入済みのチェックリストを PEFC 評議会事務局あてに提出する。提出には、所定用紙および正式 PEFC 評議会のインターネットサイトに掲示できるように電子フォームを用いなければならない。これによって、一般からのコメントの受け付けが可能となる。
2. 提出された書類は、関連認証制度と PEFC 評議会の要求事項との適合性をケースバイケースで審査するために PEFC 評議会理事会に付され、理事会は独立コンサルタントを指名する。PEFC 評議会、コンサルタント、申請者が契約書に署名する。
3. 文書によるコメントが 60 日以内に独立コンサルタントに直接送付されるように、関連認証制度に関わるすべての書類（チェックリストを含む）は、PEFC 評議会の正式インターネットサイト上に掲示し、公開する。申請者及び PEFC 評議会は、関係団体や関心を抱く団体が独立コンサルタントあてに直接コメントを提供するよう奨励しなければならない。
4. 審査時間に重大な影響を与えない様な小幅な変更が要求された場合は、申請者は審査期間中に認証制度の文書に変更を加えることが出来る。認証制度の文書の変更により多くの時間を要する場合は、申請者は PEFC 評議会に審査工程の中断を申請することもできる。いずれの場合も、改正文書は上記 1 に従って、PEFC 評議会あてに提出されなければならない。
5. 審査は、例えば提出された書類や申請国への現場視察などあらゆるソースから得られた証拠資料に基づいて行われなければならない。独立コンサルタントは、PEFC 評議会定款第 6 章に従って、認証制度の適合性に関する決定が行われるように、10 週間を目標期間として報告書を PEFC 評議会理事会あてに準備することが求められる。報告書のコピーは申請者にも送付され、是認の場合は PEFC 評議会のインターネットウェブページ上に掲載して一般公開される。
6. PEFC 評議会理事会が三分の二以上の多数決をもって関連認証制度の適合を認めた場合、その認証制度の是認が総会に対して推薦される。PEFC 評議会事務局は郵便投票を準備し、一方、PEFC 評議会のメンバーである各国認証管理団体を代理して投票をする権限を与えられた総会代表者は回答に 4 週間を与えられる。
7. PEFC 評議会理事会が、関連認証制度が不適合であると判断した場合、申請者にはその旨通知される。（この場合）申請者は、その認証制度に改正を加えて再度申請するか、PEFC 評議会理事会宛にその決定に関して上訴し、次回の総会で再審することを求めることができる。
8. 郵便投票で三分の二以上の承認があれば、その認証制度は PEFC 評議会メンバーによっては是認され、相互に承認されたものと見做され、付属文書 5（PEFC ロゴ使用規則）に定められ

る規則に従って PEFC 登録商標ロゴと主張が許される。これは PEFC 評議会の正式インターネットサイト上で公表される。投票結果が否決の場合、申請者は PEFC 評議会理事会宛にその決定に関して上訴し、次回の総会における再審を求めることができる。

9 . PEFC 評議会理事会は、申請を次回の総会で討議することを選択することも可能である。

10 . 各々の申請者は審査手続きに関わる費用を負担する。(第6章)

6 . 3 是認の有効期間とその終了

PEFC 評議会による是認は、是認決定の公式発表から最長5ヵ年までの間で、審査と是認の有効期間内において有効である。認証制度の再是認については6 . 4 . 2項に定められた手順に従って審査が行われなければならない。

当初の是認の有効期間の終了以前に森林認証制度が PEFC 評議会によって再是認される決定がされた場合は、当初の是認は自動的に終了する。制度改正に関わる暫定期間において有効である認証はこの影響を受けない。

PEFC 評議会理事会は関係 PEFC 各国認証管理団体からの書面による要請があれば、有効期間を延長することが出来る。その様な延長は、当初の是認決定の公表からの5年以内に再是認が終了しない事態を引き起こす様な認証制度の定期的見直しの遅延に対する例外的な理由があり、かつ、それが PEFC 各国認証管理団体、又は、規格設定組織の統制の及ばない場合にのみ許可される。

PEFC 評議会理事会は、関係認証制度又は PEFC 各国認証管理団体が PEFC 評議会の要求事項、規則又は手順を遵守せず、理事会からの文書による警告後も違反が続いている証拠がある場合、PEFC 評議会を代理し、その認証制度の是認を中止(即決)又は終了(3ヶ月間の猶予期間)、或いはその両方を行うことができる。

有効期間の期限切れ、又は、認証制度の是認の中止・終了により、その認証制度において発行された認証書は PEFC の承認ありとは認めない。

6 . 4 (各国の)国又は国内各レベルの認証制度の改正

6 . 4 . 1 序文

認証制度は時に応じて改正の必要があり、改正には下記6 . 4 . 4項に解説される種類がある。これらの改正は、さらに「大幅」及び「小幅」の変更に分類される。下記の手順は、意思決定の工程に関わる信頼と一貫性を維持し、かつ最大の費用対効果の実現のために策定されたものであ

る。

どのケースであれ、改正に関わる文書は英語で書かれた書面及び電子フォーマットの形で PEFC 評議会事務局が入手できるものでなければならない。審査関連費用は各申請者が負担する。（第 6 章）

6.4.2 大幅な改正及び小幅な改正

改正が「大幅」か「小幅」かは、独立「専門家パネル」による審査及び推薦に従って、PEFC 評議会理事会が決定する。（6.4.3 項参照）

大幅な改正は、常に 6.2 項に解説される審査手順に従って行われる。PEFC 評議会理事会は改正について、競争入札を実行するか、当初の審査を手がけたコンサルタントを指名するか、を選択することができる。

改正が「小幅」であると判断された場合、PEFC 評議会理事会は、「独立専門家パネル」からの書面による推薦及び審査に基づくことを条件に、承認、否認、条件づけを、或いは、それらに先立ち PEFC 評議会総会のメンバーを代理して当該認証制度の修正を要求する権限を与えられる。PEFC 評議会理事会による改正及び決定は PEFC 評議会メンバーに通知され、PEFC 評議会の公式インターネットサイト上に記載される。（図 3 参照）

6.4.3 独立専門家パネルの役割

独立専門家パネル（以下、パネル）のメンバーは PEFC 評議会理事会によって指名され、下記を実行する。

- 1) 改正が「大幅」か「小幅」か、を審査する。
- 2) 改正が「小幅」と判断された場合、その改正が PEFC 評議会の要求事項に適合するかについて審査を実行し、報告書を PEFC 評議会理事会に提供する。
- 3) その改正や森林認証規格や各種レベル（国、地域、部門）で選択可能な CoC の規格・制度に関して PEFC 評議会に提出される外部コンサルタントの報告書の質を確保するためのチームとして行為し、状況に応じて PEFC 評議会理事会に報告する
- 4) PEFC 評議会理事会から求められた際に、これに対して助言する。

専門家パネルの規模と構成は PEFC 評議会理事会が決定する。パネルのメンバーは林業部門における持続可能な森林管理の基準と指標、認証及び審査の経験を有すること。報告書の言語としては常に英語が使用される。利害の衝突、既得利益の存在の兆候がある場合は、該当パネルメンバーは該当審査から除外される。PEFC 評議会理事会は、その審査の間これを同様の技能を有する

他の人員に代替することが出来る。

PEFC 評議会事務局は、独立専門家パネルに対して事務局として機能し、パネルからの要請があればアドバイザーとしての役割を果たすことが出来るが、意思決定の工程には参画しない。

6.4.4 改正の種類

PEFC 評議会の是認及び相互承認を受けている既存の認証制度の改正には3つの種類がある。

- 1) PEFC 評議会の是認及び相互承認を受けた既存の森林認証や国、地域、部門レベルで選択される CoC 認証規格の改正で、PEFC 各国認証管理団体、又は、認証制度の所有者が導入するもの。
- 2) PEFC 評議会の要求事項の変更に起因する各国森林認証規格や国、地域、部門レベルで選択される CoC 認証規格の改正で、5年毎の定期的見直し以前に、PEFC 評議会の是認及び相互承認済みの認証制度に統合されなければならないもの。
- 3) 5年毎に発生する森林認証規格や国、地域、部門レベルで選択される CoC 認証規格の定期的見直し。

6.4.4.1 PEFC 各国認証管理団体又は他の認証制度の所有者によって導入された訂正

PEFC 各国認証管理団体又は認証制度の他の所有者が、定期的見直しに先立って、PEFC 評議会の是認及び相互承認を受けた規格や認証制度に変更又は訂正を導入した場合は、関連の改正文書は PEFC 評議会に提出される。(上記6.4.2の解説通り) PEFC 評議会理事会は、上に解説される手順に従って該当の訂正が「大幅」であるか「小幅」であるかを決定し、それに応じて審査が進められる。

6.4.4.2 PEFC 評議会によって導入された訂正

PEFC 評議会が、規格の設定及び実施に関わる PEFC 評議会の一般的要求事項を改正する時は、PEFC 評議会は PEFC 各国認証管理団体にその変更内容及び当該国におけるその実施期限について通知する。PEFC 評議会によって主導され、(各国で)導入された規格及び認証制度の改正文書は、定められた期間内に審査、PEFC 評議会の是認及び相互承認を受けるため各国認証管理団体によって PEFC 評議会あてに提出されなければならない。PEFC 評議会理事会は、6.4.2項に定められた手順に従って該当する訂正が「大幅」か「小幅」か、を決定し、それに応じて審査が進められる。

6.4.4.3 定期的見直し

森林認証、又は国、地域、部門レベルで選択可能な CoC 認証規格の定期的見直しは5年毎に実施される。見直しに際して適用される手順はテクニカル文書の第5章、及び、付属文書2（規格設定の規則）に呈示されている。見直しを受けた規格は、上記第6.4.2項にて解説される様に、PEFC 評議会の是認及び相互承認の工程に付されるために PEFC 評議会に提出される。

図3 （各国の）全国及び国内各レベルの認証制度の改正の概略

